

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、上越市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、都市整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 10 日

上越市長 中 川 幹 太

路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
F 5 4 9	東城町三丁目 2 7 号線	東城町三丁目 3 5 0 番 8 2	なし
		東城町三丁目 3 5 0 番 6	
5 1 9	坊金 1 号線	安塚区坊金字向山 1 4 1 0 番 7	なし
		安塚区坊金字向山 1 4 1 4 番 2	



